

令和 2 年 9 月富津市議会定例会
議 案 等 資 料

令和 2 年 8 月 26 日

富 津 市

令和 2 年 9 月 富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和 2 年 9 月 富津市議会定例会議案等概要	1
議案第 1 号資料	富津市手数料条例新旧対照表	6
議案第 2 号資料	君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表	9
議案第 3 号資料	第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業概要	11

令和２年９月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第１号	富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により改正された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料の規定を削除するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日	総務部
議案第２号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について (提案理由) 君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に規定する養護老人ホームの設置及び管理に関する事務を廃止するため、君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第１項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 令和３年４月１日	総務部
議案第３号	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の締結について (提案理由) 第２期君津地域広域廃棄物処理事業について、特定事業に係る契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものである。	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 4 号	令和 2 年度富津市一般会計補正予算（第 8 号） 補正額 682, 312 千円 補正後の予算額 25, 362, 672 千円 （主な内容） ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業 473, 799 千円 ・ 第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備事業 91, 666 千円 ・ 公共施設再配置関係費 15, 070 千円	総務部
議案第 5 号	令和 2 年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） 補正額 135, 963 千円 補正後の予算額 6, 135, 763 千円 （提案理由） 令和元年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金を、歳出では国民健康保険基金積立金及び県負担金返還金を増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。	健康福祉部
議案第 6 号	令和 2 年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 補正額 736 千円 補正後の予算額 664, 736 千円 （提案理由） 令和元年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。	健康福祉部
議案第 7 号	令和 2 年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） 補正額 48, 217 千円 補正後の予算額 5, 033, 217 千円 （提案理由） 令和元年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では介護保険給付費準備基金積立金、国庫補助金返還金などを増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 8 号	令和元年度富津市一般会計歳入歳出決算の認定について (決算概要) 歳入決算額 20,577,882千円 歳出決算額 19,128,458千円 差引 1,449,424千円 (提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和元年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	総務部
議案第 9 号	令和元年度富津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算概要) 歳入決算額 5,899,347千円 歳出決算額 5,760,210千円 差引 139,137千円 (提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和元年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	健康福祉部
議案第10号	令和元年度富津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算概要) 歳入決算額 587,051千円 歳出決算額 585,070千円 差引 1,981千円 (提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和元年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	健康福祉部
議案第11号	令和元年度富津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算概要) 歳入決算額 5,071,855千円 歳出決算額 5,053,383千円 差引 18,472千円 (提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和元年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第12号	令和元年度富津市温泉供給事業特別会計決算の認定について (決算概要) 温泉事業収益 865千円 温泉事業費用 2,414千円 純損失 △1,549千円 (提案理由) 地方公営企業法第30条第4項の規定により令和元年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	建設経済部
報告第1号	令和元年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び富津市資金不足比率の報告について (報告理由) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和元年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び富津市資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。	総務部
報告第2号	令和元年度富津市一般会計継続費精算報告書について (報告理由) 天羽中学校校舎改築事業について、継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第3号	専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第4号	専決処分の報告について (報告理由) 道路の^{かし}瑕疵等により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	建設経済部
報告第5号	専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
報告第 6 号	専決処分の報告について (報告理由) 除草作業中の飛び石により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	建設経済部

議案第 1 号資料

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第 5 号）新旧対照表

現 行					改 正 案				
(手数料の名称及び金額)					(手数料の名称及び金額)				
第 2 条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。					第 2 条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
区分	名称	事務の内容	単位	金額	区分	名称	事務の内容	単位	金額
				(略)					(略)
23	通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）第11条の規定による通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなった場合その他の再交付がやむを	1 枚につき	500円					

		得ないと市長が認める場合を除く。)		
24	個人番号カードの再交付手数料	省令 第28条の規定による個人番号カードの再交付	1枚につき	800円
25	戸籍の附票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附表（当該戸籍の附表から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	1通につき	300円
25の2	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円
				(略)

23	個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条の規定による個人番号カードの再交付	1枚につき	800円
24	戸籍の附票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附表（当該戸籍の附表から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	1通につき	300円
25	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円
				(略)

備考						備考					
1 通の証明書に 2 種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。						1 通の証明書に 2 種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。					

議案第2号資料

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和44年千葉県指令第2229号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（共同処理する事務） 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 （1） 関係市の広域事務の調整及び推進に関すること。 （2） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に規定する養護老人ホームの設置及び管理に関すること。 （3） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関すること。 （4） 救急急病医療事業に関すること。 （5） 関係市の職員の共同研修に関すること。 （6） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。 （7） 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関すること。 ア 専用水道の布設工事の設計の確認 イ 専用水道の給水開始の届出受理 ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理 エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令 オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査 （8） 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。 （組合の経費の支弁方法） 第11条 組合の経費は、関係市の負担する負担金、国庫支出金、県支出金、その他の補助金、借入金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。 2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところ	（共同処理する事務） 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 （1） 関係市の広域事務の調整及び推進に関すること。 （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関すること。 （3） 救急急病医療事業に関すること。 （4） 関係市の職員の共同研修に関すること。 （5） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。 （6） 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関すること。 ア 専用水道の布設工事の設計の確認 イ 専用水道の給水開始の届出受理 ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理 エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令 オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査 （7） 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。 （組合の経費の支弁方法） 第11条 組合の経費は、関係市の負担する負担金、国庫支出金、県支出金、その他の補助金、借入金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。 2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところ

ろによる。ただし、地方交付税の算定にあたり<u>次の各号</u> <u>に該当する市</u> は、当該算入に係る増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を別表で定められた関係市が負担する負担金の負担割合に応じて、それぞれ関係市の負担金から減額するものとする。 (1) <u>第4条第2号の事業について発行を許可された地方債の元利償還金について基準財政需要額に算入された団体</u> (2) <u>第4条第4号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体</u> 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市の負担する負担金の全部又は一部について別に組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる。	ろによる。ただし、地方交付税の算定にあたり<u>第4条第3号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体</u>に該当する市は、当該算入に係る増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を別表で定められた関係市が負担する負担金の負担割合に応じて、それぞれ関係市の負担金から減額するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市の負担する負担金の全部又は一部について別に組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる。
---	---

議案第3号資料

第2期君津地域広域廃棄物処理事業概要

- 1 事業名 第2期君津地域広域廃棄物処理事業
- 2 事業場所 富津市新富21番3
- 3 契約期間 契約日から令和29年3月31日まで
ただし、約款に従って延長される場合がある。
- 4 事業内容 構成自治体において排出される一般廃棄物及び構成自治体が条例で受け入れている産業廃棄物の処理を行う。
 - (1) 構成自治体 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町
 - (2) 施設規模 477 t / 日
 - (3) 処理方式 シャフト炉式ガス化溶融炉
 - (4) 用地面積 28,184平方メートル
 - (5) 事業方式 P F I 事業（B O O方式）
【設計・建設及び運営の内容】
 - ア 事前業務
 - (ア) 事業用地の確保、(イ) 環境影響評価業務
 - イ 設計・建設業務
 - (ア) 設計業務、(イ) 建設業務、(ウ) 工事監理業務
 - ウ 運営業務
 - (ア) 運営準備業務、(イ) 搬出入管理業務
 - (ウ) 運転管理業務、(エ) 維持管理業務
 - (オ) エネルギーの有効利用業務
 - (カ) 副生成物、溶融物・金属類の有効利用及び外部資源化業務
 - (キ) 解体業務（事業期間終了後に解体する場合）
 - (ク) その他運営に関わる業務
 - (6) 事業主体 株式会社上総安房クリーンシステム
- 5 資本金の額 5億円（令和2年度中に増資し、20億円となる予定）

6 自治体別負担額

(1) 令和9年度における計画ごみ処理量の割合

(単位：％)

自治体名	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	鴨川市	南房総市	鋸南町
負担割合	37.91	18.87	11.57	15.59	7.98	6.60	1.48

(2) 構成自治体の概算事業費（令和9年度～令和28年度）

(単位：千円)

	概算事業費 ※1	備 考
交付金 ※2	12,943,333	窓口団体が一括申請
7 自治体	61,656,667	3,082,833 千円/年
木更津市	23,374,043	1,168,702 千円/年
君津市	11,634,613	581,731 千円/年
富津市	7,133,676	356,684 千円/年
袖ヶ浦市	9,612,274	480,614 千円/年
鴨川市	4,920,202	246,010 千円/年
南房総市	4,069,340	203,467 千円/年
鋸南町	912,519	45,626 千円/年
合 計	74,600,000	

※1 供用開始年度（令和9年度）における計画ごみ処理量の割合に基づき、20年間分の概算事業費（税抜き額）を算出。

※2 交付金については、令和6年度～令和8年度において受給。

